

エブリレンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 当社は、この約款（以下「約款」という）および細則に従って、貸渡自動車（以下「レンタカー」という）を借受人に貸し出します。借受人は、約款および細則を理解した上でレンタカーを借り受けるものとします。なお、約款および細則に定めのない事項については、法令または一般の慣習に従います。
2. 当社は、約款および細則の趣旨、法令および一般の慣習に反しない範囲で特別な約束をすることがあります。この特別な約束があった場合、その特約はこの約款および細則に優先します。
3. 借受人が貸渡契約を締結する際に、借受人と異なる運転者を指定する場合、借受人は、その運転者に対して約款および細則に定められた運転者の義務を周知し、遵守させるものとします。

第2章 予約

第2条 (予約の申込)

1. 借受人は、レンタカーを借り受ける際に、当社の所定の料金表等に同意した上で、当社が定める方法に従い、車種クラス、使用目的、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」という）を明示して予約を申し込むことができます。
2. 当社は、借受人からの予約申込に対して、当社が保有するレンタカーおよび認める借受条件の範囲内で、原則として予約を受け付けます。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更)

借受人は、借受条件を変更する際には、必ず当社の承諾を得なければなりません。

第4条 (予約の取消等)

1. 借受人および当社は、第2条第1項に定められた借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。
2. 借受人および当社は、当社が定める方法により、予約を取消することができます。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」という）が締結されない場合、理由の如何にかかわらず、予約は取消されたものとします。
3. 借受人の都合で予約が取消された場合、借受人は当社所定の予約取消手数料を支払い、当社はその支払いを受けた後、受領済の予約申込金を返還します。
4. 当社の都合で予約が取消された場合、当社は受領済の予約申込金を返還し、さらに所定の違約金を支払います。
5. 前2項以外の理由で貸渡契約が締結されなかった場合、予約は取消されたものとし、当社は受領済の予約申込金を返還します。

6. 借受人および当社は、予約が取消された場合および貸渡契約が締結されなかった場合、本条および次条に定める場合を除き、互いに何らの請求を行わないものとします。

第5条（代替レンタカー）

1. 当社は、借受人から予約のあった車種クラス、付属品、禁煙車・喫煙車の別、トランスミッションの仕様等の条件（以下「条件」という）に該当するレンタカーを貸渡できない場合、直ちにその旨を借受人に通知します。
2. 当社は、前項の場合で、予約の条件以外のレンタカーを貸渡することが可能な場合、前条第4項および第5項にかかわらず、借受人に予約と異なる条件のレンタカー（以下「代替レンタカー」という）を提案することができます。
3. 借受人が前項の提案を承諾した場合、当社は予約時の借受条件のうち、満たされなかった条件以外は同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡します。この場合、借受人は、代替レンタカーの貸渡料金と予約時の条件のレンタカーの貸渡料金のうち、低い方の料金を支払うものとします。
4. 借受人が第2項の提案を拒絶した場合、予約は取消され、予約申込金等の扱いについては前条第5項が適用されます。

第6条（予約業務の代行）

1. 借受人は、当社に代わって予約業務を行う旅行代理店・提携会社等（以下「代行業者」という）を通じて予約を申し込むことができます。
2. 前項により予約を行った場合、借受人は予約の変更または取消を、その予約を行った代行業者に対して行うものとします。

第3章 貸渡

第7条（貸渡契約の締結）

1. 借受人は借受条件を明示し、当社は約款・料金表等に基づく貸渡条件を明示した上で、貸渡契約を締結します。
2. 当社は、基本通達（※注1）の2(10)および(11)に従い、貸渡簿（貸渡原票）および第13条に規定する貸渡証に運転者の氏名・住所・運転免許の種類および運転免許証の番号を記載するため、また運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結時に借受人に指定する運転者の運転免許証の提示を求め、必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人が運転者である場合は、自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出します。借受人と運転者が異なる場合、借受人は運転者に運転免許証を提示させ、当社が求めた場合はその写しを提出させます。※注1：基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）をいいます。
3. 当社は、貸渡契約の締結に際し、借受人に対して運転免許証の他に身元を証明する書類の提出を求め、提出された書類の写しを取ることがあります。
4. 当社は、貸渡契約の締結に際し、借受人または運転者に緊急連絡先として携帯電話番号等の提示を求めます。

5. 当社は、貸渡契約の締結に際し、借受人に対してクレジットカードや現金などの支払方法を指定することがあります。

6. 借受人または運転者が前記項目に従わない場合、当社は貸渡契約の締結を拒絶し、予約を取消することができます。この場合の予約申込金等の取り扱いは、第4条第5項を適用します。

第8条（貸渡拒絶）

1. 当社は、以下の場合において、借受人または運転者に対して貸渡契約の締結を拒絶し、予約を取消することができます。

- ・ レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
- ・ 酒気を帯びていると認められるとき。
- ・ 麻薬、覚せい剤、シンナー等の中毒症状があると認められるとき。
- ・ チャイルドシートがない状態で6歳未満の幼児を同乗させるとき。
- ・ 第26条に定める全し協システムまたは当社の貸渡注意者リストに登録されているとき。
- ・ 指定暴力団、指定暴力団関係団体の構成員または関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
- ・ 当社との取引において、当社の従業員その他の関係者に対して暴力的行為や言辞を用いたとき、または合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- ・ 約款および細則に違反する行為があったとき。
- ・ その他、当社が不相当と認めたとき。

2. 前項にかかわらず、以下の場合にも当社は貸渡契約の締結を拒絶し、予約を取消することができます。

- ・ 貸渡しできるレンタカーがないとき。
- ・ 借受人または運転者が6歳未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがないとき。

3. 前2項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第3項から第6項を適用します。

第9条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、借受人が貸渡契約書に署名し、当社が借受人にレンタカー（付属品を含む）を引渡したときに成立します。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されます。

2. 引渡は、第2条に定める借受開始日時および借受場所で行います。

第10条（貸渡料金）

1. 貸渡契約が成立した場合、借受人は当社に対して以下に定める貸渡料金を支払います。

2. 貸渡料金は以下の合計金額とし、当社はそれぞれの金額またはその照会先を料金表に明示します。

- ・ 基本料金
- ・ 免責補償料
- ・ 特別装備料

- ・ 配達配車料
 - ・ 燃料代
 - ・ 引取配車料
 - ・ その他の料金
3. 基本料金は、レンタカーの貸渡時において地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。）に届け出ている料金によりま
す。
4. 当社が貸渡料金を第2条による予約完了後に改定した場合、借受人は予約完了時の料金と貸渡
時の料金のうち、いずれか低い方の料金を支払います。

第11条（借受条件の変更）

借受人は、貸渡契約の締結後に借受条件を変更しようとする場合、当社の承諾を得なければなりません。

第12条（点検整備等）

1. 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）および第48条（定期点検整備）に基づく
点検および必要な整備を行ったレンタカーを貸渡します。
2. 借受人または運転者は、レンタカーの貸渡に際し、別に定める点検表に基づく車体外観および
付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと、また借受条件を満たしていることを確認しま
す。

第13条（貸渡証の交付・携行等）

1. 当社は、レンタカーを引渡した際に、地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理
部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。）が定めた内容を記載した所定の貸渡
証を、書面または電子メール等の電磁的方法により借受人に交付します。
2. 借受人または運転者は、レンタカー使用中、前項により交付された貸渡証を携行（電磁的記録
による携行を含む）しなければなりません。
3. 借受人または運転者が貸渡証を紛失した場合、直ちにその旨を当社に通知します。

第4章 使用

第14条（借受人の管理責任）

1. 借受人または運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使
用中」という）、善良な管理者の注意をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 借受人または運転者は、レンタカーを使用する際に、法令、約款、細則、取扱説明書、その他
当社が提示する使用方法を遵守するものとします。
3. 借受人または運転者が使用中に高速道路等の有料道路、有料駐車場、その他の有料サービス
を利用した場合、その利用料金等は借受人または運転者の責任で支払うものとします。
4. 借受人または運転者がETCシステムを利用した場合、有料道路の運営会社等（以下「有料道路
運営会社等」という）から当社に対し、借受人または運転者の有料道路の利用料金等の未払いに関する問
い合わせ等があった場合、当社は有料道路運営会社等に対し、借受人または運転者に関する情報を開示す

ることができ、借受人または運転者はこれに同意するものとします。

第15条（日常点検整備）

借受人または運転者は、使用中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第16条（禁止行為）

借受人または運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

1. 当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
2. レンタカーを所定の使用目的以外に使用し、または第7条の運転者以外の者に運転させること。
3. レンタカーを転貸し、第三者に使用させる、または他に担保の用に供すること。
4. レンタカーの自動車登録番号標または車両番号標を偽造または変造し、またはレンタカーを改造・改装してその原状を変更すること。
5. 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テストまたは競技（当社が競技に該当すると判断するものを含む）に使用すること、または他車の牽引や後押しに使用すること。
6. 法令または公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
7. 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。
8. レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
9. 当社または他の借受人に著しく迷惑をかける行為（レンタカーの車内への物品等の放置、禁煙車両での喫煙などレンタカーの汚損を含むがこれに限らない）を行うこと。
10. その他第7条の借受条件または貸渡条件に違反する行為をすること。

第17条（違法駐車）

1. 借受人または運転者は、レンタカーに関して道路交通法に定める違法駐車をした場合、違法駐車後直ちに違法駐車をした地域を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という）に出頭し、自らの責任で反則金および違法駐車に伴うレッカー移動・保管・引取り等の費用を支払うものとします。
2. 当社は、警察からレンタカーの違法駐車連絡を受けた場合、借受人または運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させるとともに、レンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示し、借受人または運転者はこれに従うものとします。なお、当社はレンタカーが警察により移動された場合、自らレンタカーを引き取る場合があります。
3. 当社は、前項の指示を行った後、違反処理の状況を交通反則告知書および納付書・領収証書等により確認し、処理されていない場合には繰り返し前項の指示を行います。また、借受人または運転者が前項の指示に従わない場合、当社は何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人または運転者は違法駐車の実態および警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」という）に署名するものとします。
4. 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人または運転者は、当社が必要

と認めた場合、警察に対して自認書および貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を
行い、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書および貸渡証等の資料を
提出することに同意します。

5. 借受人または運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合、当社が探索費用や
車両管理費用を負担した場合、借受人は当社が指定する期日までに以下の費用を支払います。

- ・ 放置違反金相当額
- ・ 当社が「違法駐車について」別に定める駐車違反違約金（放置違反金相当額と併せて「駐車違
反金」といいます）
- ・ 探索費用および車両管理費用

6. 当社は、借受人が前項に基づき駐車違反金を支払った後に、当該駐車違反に係る反則金が還付
された場合、駐車違反金を借受人に返還します。

7. 当社が放置違反金納付命令を受けた場合、または借受人が当社が指定する期日までに請求額の
全額を支払わない場合、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を全レ協システムに登録し、
借受人はこれに同意します。

第18条（GPS機能）

1. 借受人および運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS機能」）が搭載されて
いる場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、および当
社がその記録情報を以下の目的で利用することに同意します。

- ・ 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
- ・ 第25条第1項各号に定める場合、その他レンタカーの管理または貸渡契約の履行等のために必
要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
- ・ 借受人および運転者に提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマ
ーケティング分析に利用するため。

2. 借受人および運転者は、法令に基づく開示請求があった場合や、裁判所、行政機関などの公的
機関からの開示命令を受けた場合に、当社が必要な限度でこれを開示することに同意します。

第19条（ドライブレコーダー）

1. 借受人および運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、運転
状況が記録されること、および当社がその記録情報を以下の目的で利用することに同意します。

- ・ 事故が発生した際に、事故の状況を確認するため。
- ・ レンタカーの管理または貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、運転状況を確認
するため。
- ・ 借受人および運転者に提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマ
ーケティング分析に利用するため。

2. 借受人および運転者は、法令に基づく開示請求があった場合や、裁判所、行政機関などの公的
機関からの開示命令を受けた場合に、当社が必要な限度でこれを開示することに同意します。

第20条（ETCカード貸出サービス）

1. 借受人および運転者がETCカード貸出サービスを利用する場合、以下の事項に同意した上で利用するものとします。
 - ・ 使用中の通行料金は、レンタカー返却時にETCカードのICチップに記録された情報を全額精算する。
 - ・ ICチップに記録されない料金調整または割引がある場合がある。（通行止め時の乗り継ぎ料金調整、一部道路事業者のETC割引サービス）
2. 以下の場合に後日通行料金の未払いが判明した場合、追加で精算を行います。
 - ・ 申告忘れの使用料金が判明した場合
 - ・ ETCカードまたは精算機の異常により、通行履歴や金額が確認できなかった場合
 - ・ 何らかの理由で通行履歴を確認できない当社店舗に返却した場合
3. ETCカードの紛失または盗難等が発生した場合、当社に連絡するとともに、それに起因して生じた第三者の不正使用等による損害については借受人および運転者が賠償します。
4. 借受人および運転者の過失等によるトラブルについては、借受人および運転者が対応（ただし、交通事故と認定されるものを除く）し、当社は一切の責任を負いません。
5. 第三者にETCカードを貸与しません。
6. 借受期間が満了してもレンタカーおよびETCカードを返却しない場合、当社が道路事業者に貸出ETCカードの利用停止を依頼することを承諾します。
7. 道路事業者からETCカード利用者についての問い合わせがあった場合（借受期間満了後も含む）、求めに応じ氏名、住所および連絡先等、利用者の個人情報を開示します。

第5章 返還

第21条（借受人の返還責任）

1. 借受人は、レンタカーを借受期間終了時まで所定の返還場所に返却するものとします。
2. 借受人が天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返却できない場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

第22条（レンタカーの確認等）

1. 借受人は、当社の立会いのもとレンタカーを返却する際、通常の使用による劣化・摩耗または借受人および運転者の責任に帰さない事由による損傷を除き、引渡時の状態で返却するものとします。
2. 借受人は、レンタカーを返却する際に車内に自分、運転者、または同乗者の遺留品がないことを確認し、確認後の遺留品については当社は責任を負いません。

第23条（レンタカーの返還時期等）

1. 借受人が第11条に基づいて借受期間を延長した場合、変更後の借受期間に対応する貸渡料金または変更前の貸渡料金と超過料金を合計した金額のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとします。
2. 借受人が当社の承認を受けずに借受期間を超過して返却した場合、前項の料金に加え、超過した時間に対する超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

第24条（レンタカーの返還場所等）

1. 借受人が第11条により返還場所を変更した場合、その変更による回送費用（以下「回送費用」）を負担するものとします。
2. 借受人が当社の承認を受けずに所定の返還場所以外にレンタカーを返却した場合、回送費用の倍額の違約料を支払うものとします。

第25条（レンタカーが返還されなかった場合の措置）

1. 当社は、借受人が以下のいずれかに該当する場合、刑事告訴を行うなどの法的手続きのほか、GPS機能を利用してレンタカーの所在を確認するための必要な措置を実施し、（社）全国レンタカー協会への不返還被害報告や全レ協システムへの登録などの措置を取るものとし、借受人はこれに同意するものとします。

- ・ 借受期間が終了しても当社の返還請求に応じないとき。
 - ・ 借受人の所在が不明であるなど、不返還と認められるとき。
2. 前項のいずれかの場合、借受人は当社が借受人の探索およびレンタカーの回収に要した費用を支払うものとします。

第26条（貸渡情報の登録と利用の合意）

1. 当社個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は以下のいずれかに該当する場合、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報（以下「貸渡情報」）が全レ協システムおよび当社貸渡注意者リストに最大7年間登録されることに同意するものとします。

- ・ 借受人または運転者が、当社の指定する期日までに第17条第5項に定める駐車違反金を支払わなかったとき。
 - ・ 前条第1項のいずれかに該当したとき。
2. 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人は以下の事項に同意するものとします。

- ・ 全レ協システムに登録された貸渡情報が、（社）全国レンタカー協会および加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されること。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

第27条（レンタカーの故障）

借受人または運転者は、使用中にレンタカーの異常や故障を発見した場合、直ちに運転を中止し、当社に連絡して当社の指示に従うものとします。

第28条（事故）

1. 借受人または運転者は、使用中にレンタカーに事故が発生した場合、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令に従った処置を行うとともに、次の措置を講じるものとします。
 - ・ 直ちに事故の状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - ・ 当社の指示に基づいてレンタカーの修理を行う場合、当社が認めた場合を除き、当社または当社指定の工場での修理を行うこと。
 - ・ 事故に関して当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社および保険会社が

要求する書類等を遅滞なく提出すること。

- ・ 事故に関して相手方と示談やその他の合意をする場合、予め当社の承諾を得ること。
- 2. 借受人または運転者は、自らの責任で事故の処理および解決を行うものとします。
- 3. 当社は、借受人または運転者のために事故の処理に関する助言を行い、その解決に協力します。
- 4. 当社は、事故発生時の状況を確認するため、ドライブレコーダーや車載型事故記録装置を使用して、衝撃や急制動が発生した場合の状況を記録します。
- 5. 当社は、必要と認めた場合には、前項の記録を検証するなどの措置を取るものとします。

第29条（盗難）

借受人または運転者は、使用中にレンタカーが盗難に遭った場合やその他の被害を受けた場合、次の措置を講じるものとします。

- 1. 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- 2. 直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- 3. 盗難や被害に関して当社および当社が契約している保険会社の調査に協力し、当社および保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第30条（使用不能による貸渡契約の終了）

- 1. 借受期間中に故障・事故・盗難その他の事由（以下「故障等」）によりレンタカーが使用できなくなった場合、貸渡契約は終了します。
- 2. 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取りおよび修理等に要する費用を負担し、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項または第5項に該当する場合はこの限りではありません。
- 3. 故障等が貸渡前に存在していた欠陥や不具合、またはレンタカーが借受条件に適合していなかったことが原因である場合、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができます。代替レンタカーの提供条件については、第5条第3項を適用します。
- 4. 借受人が代替レンタカーの提供を受けない場合、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還します。代替レンタカーを提供できない場合も同様とします。
- 5. 故障等が借受人、運転者および当社のいずれの責任にも帰することができない場合、当社は受領済みの貸渡料金から貸渡から契約終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を返還します。
- 6. 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことによる損害について、当社に対しその他の請求を行わないものとします。ただし、故障等が当社の故意または重大な過失による場合は除きます。

第7章 賠償及び補償

第31条（借受人による賠償および営業補償）

- 1. 借受人または運転者が、当社のレンタカー（第38条の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含む）に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人および運転者の

責任に帰することができない事由による場合を除きます。

2. 前項に基づいて借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、借受人または運転者の責任に帰すべき事由による故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については、料金表等に定めるところに従い、借受人はこれを支払うものとします。
3. 借受人または運転者が、レンタカー（第38条の規定に基づき代理貸渡を受けているレンタカーを含む）の使用中に、故意または過失により第三者または当社に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
4. 前各項にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害（以下「激甚災害」）による損害については、当該激甚災害に指定された地域で不可抗力により発生した損害に関しては、借受人または運転者に故意または重大な過失があった場合を除き、借受人または運転者はその損害を賠償する責任を負いません。

第32条（保険）

1. 借受人が約款および細則に基づく賠償責任を負う場合、および運転者が前条第3項の賠償責任を負う場合、当社が締結した損害保険契約により、次の限度内で保険金が給付されます。ただし、保険約款の免責事由に該当する場合はこの保険金は給付されません。
 - ・ 対人補償：1名につき無制限（自賠責保険を含む）
 - ・ 対物補償：1事故につき無制限（免責額5万円）
 - ・ 車両補償：1事故につき時価まで（免責額5万円、バス・大型貨物車は10万円）
 - ・ 人身傷害補償：1名につき限度額3000万円まで
2. 保険金が給付されない損害および前項の限度額を超える損害については、借受人または運転者が負担します。
3. 当社が前項に定める損害金を支払った場合、借受人または運転者は直ちにその金額を当社に弁済するものとします。
4. 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害について、借受人が予め当社に免責補償料を支払っている場合は当社が負担します。ただし、免責補償料の支払いがない場合は借受人が負担します。
5. 第1項に定める損害保険契約の保険料は貸渡料金に含まれます。

第8章 解除

第33条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人が借受期間中に約款および細則に違反した場合、通知・催告なしに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができます。この場合、当社は受領済みの貸渡料金から、貸渡から解除までの期間に対応する貸渡料金および契約解除による損害賠償額を差し引いた残額があるときはこれを借受人に返還します。

第34条（同意解約）

1. 借受人は、借受期間中であっても、当社の同意を得て貸渡契約を解約することができます。この場合、当社は受領済みの貸渡料金から、貸渡から返還までの期間に対応する貸渡料金と解約手数料を差

し引いた残額を借受人に返還します。

2. 借受人は、前項の解約を行う場合、次の解約手数料を当社に支払うものとします。解約手数料
= { (予定借受期間に対応する基本料金) - (貸渡から返還までの期間に対応する基本料金) } ×50%

第9章 個人情報

第35条 (個人情報の利用目的)

当社が借受人および運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

1. 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成するなど、基本通達（自旅第138号平成7年6月13日、以下「基本通達」という）に基づく事業許可の条件として義務付けられている事項を実施するため。

2. 貸渡契約の締結に際し、借受け申込者または運転者の本人確認および貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。

3. 借受人または運転者に対し、当社が取り扱う商品、サービス、各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、電話、電子メールの送信などの方法で案内するため。

4. 当社が取り扱う商品、サービスの開発、または顧客満足度向上策等の検討を目的として、借受人または運転者に対してアンケート調査を実施するため。

5. 個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

第1項各号に定めていない目的で借受人または運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示します。

第36条 (個人情報の登録および利用の同意)

1. 借受人は、当社が第35条の利用目的で個人情報を利用することに同意します。

2. 借受人は、レンタカーの借受に関する情報（利用車両、用途、借受開始日時など）および借受人または運転者の個人情報（氏名、住所など）を以下の提供先に提供することに同意します。

・ 本レンタカービジネスの提携会社であるネクストサプライズおよび当社とフランチャイズ契約を結んだフランチャイジー

・ 保険補償会社、ロードサービス委託会社、フランチャイズ本部と秘密保持契約を締結した情報処理会社

借受人または運転者は、自己に関する個人情報の開示を請求することができ、当社が保有する個人情報に不正確または誤りがあることが判明した場合、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第10章 雑則

第37条 (相殺)

当社は、約款および細則に基づき借受人に対して金銭債務を負う場合、借受人が当社に対して負う金銭債務といつでも相殺できるものとします。

第38条（消費税）

借受人は、約款および細則に基づく取引に課せられる消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとします。

第39条（遅延損害金）

借受人および当社は、約款および細則に基づく金銭債務の履行を怠った場合、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第40条（代理貸渡事業者）

当社に代わって他の事業者がレンタカーの貸渡を行う場合（当該事業者を「代理貸渡事業者」という）には、約款中の「当社」は「代理貸渡事業者」と読み替えることができます。ただし、「個人情報の取扱いについて」、第12条、第16条、第27条から第29条（ただし、レンタカーの故障・事故・盗難等が生じた場合の連絡先は、当社および代理貸渡事業者とします）、第43条に関する事項は除きます。

第41条（準拠法等）

1. 準拠法は日本法とします。
2. 邦文約款と英文その他邦文以外の約款に齟齬がある場合、邦文約款を優先します。

第42条（重要事項の情報提供）

1. 当社は借受人に対し、約款および細則のうち、借受人の損害賠償責任および営業補償責任の内容、当社の保険または補償制度の内容および条件ならびに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違反駐車の場合の措置および返還遅れの措置などの重要事項について、貸渡前に明確かつ平易な表現で情報提供するよう努めます。
2. 借受人は、約款および細則の内容について理解するよう努めます。

第43条（約款および細則の掲示等）

当社は、約款等を以下のいずれかの方法で借受人に示します。

1. 当社の営業店舗及びフランチャイジー営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む）
2. ウェブサイト等に見やすいように掲載
3. 書面（電子メール等の電磁的方法を含む）で提示

また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供します。変更があった場合も同様にします。

第44条（管轄裁判所）

この約款および細則に基づく権利および義務に関して紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

附則 この約款は、令和6年11月1日から施行します。